長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員会教育長から 措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表し ます。

平成29年1月18日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同 小澤輝彦

同岡田荘史

同 塩 入 学

平成 28 年度 定期監査(前期)(28 監査第 110 号)分

指摘事項及び意見

措置(改善)状况

(指摘事項)

1 重点項目

(1) 収納料金の払い込みを適正に行うべきもの

(報告書2ページ)

コピー使用料について、1日に数万円を収納していたが、指定金融機関等への払込みが遅れ、数日間所属で現金を保管していた。

長野市会計事務の手引によると、コピー使 用料については、1か月ごと、ただし収納金 額が1万円を超えた場合には速やかに調定 し指定金融機関等へ払い込むこととしてい る。

手引に基づき適正な収納事務をされたい。

コピー使用料について、1万円を超える現金を数日間保管していたことについては、収納料金の払込みについての認識はあったものの、担当職員が繁忙であったことから、一定期間を経過してしまったものである。

収納料金の速やかな払込みについては、担当職員の業務が繁忙であった場合は他の職員が行うことを確認し、改善を図った。

(2) 調定事務を適時に行うべきもの

(報告書2ページ)

イ 公民館使用料について、納入通知書兼納 付書を発行した際に歳入調定を行ってい ない事例があった。

【若穂公民館】

公民館使用料の歳入調定事務が適時に行われていなかったことについては、担当職員の認識不足が原因であった。指摘後は、納入通知書兼納入書を発行したと同時に歳入調定事務を行うことを確認・徹底し、改善を図った。

(若穂公民館)

2 収入事務

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

(報告書3ページ)

イ 公民館使用料について、長野市公民館条 例に定められた金額と相違する金額を徴 収した事例があった。

条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【若穂公民館】

公民館使用料を徴収する際、長野市公民館条例に定められた金額と相違する金額を徴収していたことについては、担当した職員が長野市公民館条例別表第3にある金額を見誤ったという単純なミスによるものであった。指摘後は、公民館使用料等の徴収事務の際、複数人で確認し合うことで改善を図った。

(若穂公民館)

措置の通知書

平成 28 年度 定期監査(前期)(28 監査第 110 号)分

指摘事項及び意見

(指摘事項)

4 契約事務

契約締結事務を適正に行うべきもの

(報告書3ページ)

長野市契約規則第28条では、随意契約の相手方は、特別な場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから定めなければならないとされているが、例外として、長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第12第2項に該当する場合は有資格者名簿によらないで契約の相手方を選定することができるとされている。

七二会公民館庭園管理業務委託契約において、同要綱の規定に該当しないにもかかわらず、有資格者名簿に登載のない者を選定し、契約していた。

規則等に基づき、適正な契約事務をされたい。

【七二会公民館】

措置(改善)状況

七二会公民館庭園管理業務委託については、現場を熟知している等の理由により有資格者名簿に登録のない者と契約していたものであるが、新年度からは同要綱の規定に該当する相手方、若しくは有資格者名簿に登載された者と契約できるよう改善する。

(七二会公民館)